

議案第 10 号

橋本市岡潔顕彰基金条例について

橋本市岡潔顕彰基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 橋本市岡潔顕彰基金条例

(設置)

第 1 条 文化勲章受賞者である橋本市名誉市民岡潔氏の顕彰事業に要する費用に充てるため、橋本市岡潔顕彰基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 前条に規定する基金の設置目的に沿う寄附金その他の収入があったときは、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に計上して基金に積み立てることができる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の顕彰事業に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。